

お任せください

建設業許可申請

経営事項審査・入札参加資格申請



500万円以上の工事を行うには建設業の許可が必要です（※1）。
許可申請に関わる書類の作成・申請を行政書士が全力サポートします！

（※1…建築一式工事では1500万円以上）

建設業許可申請の手続きは、数多くの要件をチェックします。また、公共工事の受注には、毎年「経営事項審査」を受審し、入札参加のために発注機関に建設業者の情報を登録しておく必要があります。

行政書士は国家資格者であり、許可・経営事項審査・入札参加資格について、相談や書類作成・提出手続の実務支援を行う法律家です。

こんな悩みや問題はありませんか？

- 建設業の許可を取得したいが許可要件を満たしているのか
- 書類作成担当者が辞めたので書類作成をどうすればよいのか
- 経営事項審査申請にどのような書類を準備すればよいのか
- 自社が得意とする建設工事の入札参加の資格は充分なのか
- 金融機関から融資を受けられるのか



建設業許可を取得するための必要な要件とは

① 経営業務の管理責任者

経営業務の管理責任者とは、法人の役員等、建設業の経営業務について総合的に管理し、執行した経験を有する者をいいます。許可を受けようとする業種では5年以上、それ以外では6年以上の経験が必要となります。

② 専任技術者

専任技術者とは、許可営業所ごとに配置する常勤者であり、専らその業務に従事する者をいいます。許可を取得する業種において、一定の国家資格等又は、実務経験が必要となります。

③ 請負契約の履行に十分な財産的基礎の確保（又は金銭的な信用力）

④ 請負契約に関する誠実性

⑤ 建設業法に定める欠格要件に該当していないこと

⑥ 暴力団の構成員になっていないこと



そのほかこんな時はお任せください

決算変更届等の提出について

建設業許可を受けた業者は、毎年事業年度の終了後4ヶ月以内に決算変更届を提出しなければなりません。財務諸表や工事経歴書など、毎年報告が義務付けられています。

申請内容に変更が生じた際も、変更届の提出が必要になります。

建設業許可の更新について

建設業の許可の有効期限は、許可を受けてから5年です。

引き続き許可を受けたい場合は、期限が満了する30日前までに、更新の手続きが必要になります。

経営事項審査申請と入札参加資格申請について

国や県・市町村への公共工事への入札は、建設業許可を取得している事以外に様々な条件があります。

入札参加資格申請を行う前に、経営事項審査（経審）を受けて、評価通知書を取得しておく必要があります。入札に参加するためには、この経営事項審査を有効期限の関係で毎年受けなければなりません。

金融機関からの融資について

事業の拡大等を考え、金融機関から融資を希望する場合、融資先との打ち合わせ、事業計画書の作成などが必要になります。



◆ お困りのときはご相談ください。

建設業その他経営に関わるお手続きのお手伝いをさせていただきます。

- 建設業許可申請（新規・更新・業種追加） ● 決算変更届 ● その他変更届 ● 経営事項審査申請
- 入札参加資格申請 ● 金融機関からの融資のお申込みや補助金申請 ● 産業廃棄物収集運搬業許可申請 など

★ 宮城県行政書士会では、会員に対して、毎年建設業全般、経営状況分析、経営事項審査等の研修会を実施し、建設業実務の向上を図っております。

- 行政書士には**守秘義務**があり、これは法律で定められています。安心してご相談ください。
- **行政書士でない者が**他人から依頼を受け、官公署に提出する書類、権利義務又は事実証明に関する書類を作成して報酬を得ること（他の法律に別段の定めがある場合等は除く）は、**法律で禁止**されています。国家資格者である行政書士かどうかは、日本行政書士会連合会のホームページから確認できます。



お問い合わせ：宮城県行政書士会事務局

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡 4-5-22-4F

宮城県行政書士会

検索

TEL:022-353-7213

令和5年3月改訂